

9 政 第 8 4 号

平成 2 9 年 7 月 1 3 日

公益社団法人京都犯罪被害者支援センター
代表理事 大谷 實 様

京都府知事 山 田 啓 二



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第 26 条の 28 の 2 第 1 項第 1 号に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。

平成 29 年 7 月 13 日 から 平成 34 年 7 月 12 日 まで